2024 年 7 月
ＮＥＤＯ
事業統括部知財課

NEDO 所有知的財産権の低廉対価の実施について

NEDO では、委託研究事業の成果として所有する知的財産権について実施等を希望される方に、通常実施権、通常利用権（以下「通常実施権等」という。）を許諾するなどその活用を図っています。

産業技術力強化法では、産業技術研究法人の責務として、特許権等の実施料について額の低廉化に努める旨（同法第 5 条の 2）が規定されています。これを受けて、NEDO が所有する知的財産権の実施料については、同法で規定された国有の特許権等の低廉対価での実施（同法第 16 条の 2）に準じて、以下のとおりに運用することにいたします。

１．低廉対価での実施の要件

以下の要件に該当する通常実施権等を許諾する場合の実施料は、通常の実施料の 5 割以内を減額するものとします。ただし、NEDO 以外の者と共有する知的財産権については、NEDO の持分に相当する実施料が対象となります。

（１）対象となる知的財産権

以下の全てに該当する知的財産権※

① NEDO が所有し、又は NEDO 以外の者と共有する知的財産権

※　知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、産業財産権を受ける権利、著作権及びノウハウ

② 3 年以上継続して通常実施権等を許諾していない知的財産権

（２）低廉対価での実施の対象者

以下のいずれかに該当する者であって、知的財産権の実施による新たな事業活動を行う具体的な計画を有する者

① 個人

② 以下のいずれかに該当する法人

（イ）資本金の額又は出資の総額が 5 億円以下の法人

（ロ）常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

（ハ）最新の賃借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以下の法人

（ニ）設立 10 年未満の法人であって、知的財産権実施許諾申請書の提出日の属する事業年度の前事業年度において試験研究費比率（一事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合）が 100 分の 3 を超える法人

２．低廉対価での実施の申請等

低廉対価の実施を希望される方は、知的財産権実施許諾申請書又は知的財産権実施届出書にその旨を記載して申請又は届出を行って下さい。

３．NEDO 所有知的財産権

低廉対価での実施の対象となる NEDO 所有知的財産権は、以下にて公開しております。

（１）特許権、実用新案権

独立行政法人 工業所有権情報・研修館ホームページ 開放特許情報データベース

URL： http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService

（２）その他

NEDO 事業統括部知財課にご相談下さい。

＜連絡先＞

E-mail：chizai@nedo.go.jp